



ひとり親家庭等 ハンドブック



令和 5 年 4 月

姶良市 保健福祉部 子どもみらい課

目次

1. はじめに

【ひとり親家庭とは?】

【寡婦とは?】

2. 相談や手続きの窓口について

3. 離婚を考えている方へ～養育費・面会交流の取り決めについて～

4. 手当のこと

- ① 児童扶養手当
- ② 児童手当
- ③ 特別児童扶養手当
- ④ その他の手当・制度

5. 医療に関する制度

- ① ひとり親家庭等医療費助成制度
- ② 子ども医療費現物給付制度

6. 仕事のこと～資格取得の際に利用できる制度～

- ① 高等職業訓練促進給付金
- ② 自立支援教育訓練給付金
- ③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金
- ④ その他の就労支援制度

7. その他の母子・父子家庭が利用できる制度など

- ① 母子父子寡婦福祉資金貸付制度
- ② 特定者用通勤定期乗車券(JR 通勤定期割引制度)
- ③ 鹿児島県母子寡婦福祉連合会
- ④ 姶良市母子寡婦福祉連合会

8. その他の子育てに関する制度など

- ① 母子生活支援施設
- ② 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)
- ③ 一時預かり
- ④ ファミリー・サポート・センター
- ⑤ 子どもの学習・生活支援の場 「マナビバ」



I. はじめに

姶良市では、ひとり親家庭及び寡婦の皆さんのお安定した生活と自立を目指すとともに子どもの健やかな成長を促進するため、様々な福祉施策を行っています。ひとり親家庭になられた方やそのお子さんが前向きに生活し、次世代を担う子ども達が笑顔で成長していくため、このハンドブックをご活用ください。

【ひとり親家庭とは？】

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）とは、次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

- ・配偶者が死亡した方
- ・配偶者と離婚した方
- ・配偶者の生死が不明な方
- ・配偶者から1年以上遺棄されている方
- ・配偶者が心身の障がいにより働けない方
- ・婚姻をせずに母または父となった方
- ・配偶者が拘禁されているため、その扶養が受けられない方

【寡婦とは？】

離婚や死別、未婚での出産等により配偶者のない女子で、かつて子を養育していたことのある者のこと。



2. 相談や手続きの窓口について

ひとり親家庭の親は、仕事と家事、育児を一人で担わなければなりません。悩んだときはひとりで抱え込まずに必要に応じて周囲からの支援や行政サービスを利用しましょう。子どものいる家庭の生活の安定や子どもの健全育成のため、日ごろの不安や悩みを気軽に相談できる窓口が設置されています。一人ひとりの事情や状況によって異なりますので、まずは担当窓口へ相談してみましょう。

相談内容	担当窓口	連絡先	受付
子育て家庭に関する全般の相談	姶良市子ども相談センター「あいぴあ」	0995-66-3120 (直通)	平日 8:30~16:30
母子相談(母子の健康に関すること、未就学児の育児・発達について) 予防接種	健康増進課	0995-66-3293 (直通)	平日 8:30~17:00
乳幼児期の子育てについて気軽に相談できる窓口	子育てコンシェルジュ	0995-55-1087	土・日・月曜日 10:00~15:00 (イオンゆめみらい保育園内)
障がいを持っていたり医療的ケアが必要なお子さんの心身の発達や福祉サービスなどに関する相談	基幹相談支援センター「あいか」	0995-66-3332 (直通)	平日 8:30~16:00



相談内容	担当窓口	連絡先	受付
ひとり親に対する支援制度、子どもに関する手当・医療費、保育に関する相談	子どもみらい課	手当・医療費のこと 0995-66-3237 保育園のこと 0995-66-3248	平日 8:30~17:00
就学援助制度 校区外通学の相談 学校生活での相談 教育相談	学校教育課	0995-62-2111 (代表) 内線222	平日 8:30~17:00
青少年の不登校、ひきこもり等の相談	かごしま子ども・若者総合相談センター	099-257-8230	10:00~16:30 (月曜日を除く)
子どもの非行問題等で悩んだとき	少年サポートセンター始良分室（始良警察署内）	0995-65-0110	平日 8:30~17:15
夫婦関係 配偶者からの暴力	女性相談 男女共同参画課	0995-66-3182 (直通)	平日 9:00~16:00
養育費のこと	法律相談 (完全予約制のため、2日前までに要予約)	ひまわりの会事務局 099-227-0041	平日 9:00~17:00



3. 離婚を考えている方へ

～養育費・面会交流の取り決めについて～

未成年の子どもがいる夫婦の離婚に関しては、子どもの

健やかな成長のために、養育費、面会交流について取り

決めておくことが大切です。親が離婚しても、子どもは

両親それぞれが自分のことをかけがえのない大切な存在

であると思っていると感じることによって深い安心感と

自尊心、自己肯定感を育むことができます。

離婚前に養育費や面会交流について一度話し合い、取り

決めた内容を口頭だけでなく、公正証書に残しましょう。

〈養育費相談支援センター〉



【決めておくべきこと】

・養育費のこと…金額、支払い期間、方法、臨時の費用についてなど

・面会交流のこと…面会の時期、場所、回数、面会の内容、送り迎えについてなど



4. 手当のこと

① 児童扶養手当

【概要】

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【支給の要件】

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は政令で定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童）を監護している母、監護しかつこれと生計を同じくする父、又は母（父）に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 母（父）が死亡した児童
- (3) 母（父）が一定程度の重度の障がいの状態にある児童
- (4) 母（父）の生死が明らかでない児童
- (5) 母（父）が1年以上遺棄している児童
- (6) 母（父）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 母（父）が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) その他（1）～（8）に該当するか明らかでない児童

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- ・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所しているとき
- ・申請者、児童が日本国内に住所を有しないとき
- ・婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときなど
(事実婚状態とは…異性と同居をしている状態や異性の定期的な訪問が月2回以上ありかつ金銭的な援助を受けている状態をいいます。)



【手当額（令和5年4月～）】

区分	児童1人の手当月額	児童2人目の加算額	3人目以降の加算額 (1人につき)
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円
一部支給	44,130円～ 10,410円	10,410円～ 5,210円	6,240円～ 3,130円

※手当額は物価に応じて変動があります。

※受給者本人や同居(住民票上の世帯分離をしている別世帯を含む)の扶養義務者の所得額に応じて、手当の一部または全部が支給停止となることがあります。

【所得制限限度額】

収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と下表の所得制限限度額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

扶養親族の数 (税申告)	受給者本人		扶養義務者 配偶者、養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人以上	以下扶養親族が増すごとに1名につき380,000円ずつを加算		

【公的年金等との調整】

受給者本人が公的年金等を受給している場合、児童扶養手当の月額から年金月額を控除した額が支給されます。なお、障害年金等(障害厚生年金3級を除く)に限り、児童扶養手当との併給が可能となりました。



【支給月】

申請が認定されれば申請した翌月分から支給され、次の支給月に 2 か月分の手当が支給されます。

支給日は奇数月の 11 日（土日祝日の場合は直前の平日）になります。

支給日	支給対象月
1月 11 日	11・12月分
3月 11 日	1・2月分
5月 11 日	3・4月分

支給日	支給対象月
7月 11 日	5・6月分
9月 11 日	7・8月分
11月 11 日	9・10月分

※毎年 8 月の現況届を提出することで、新しい所得・課税情報が所得限度額内か確認をします。毎年 11 月分の手当額（1 月支給分）から、新しい年度の課税情報をもとに決定します。

② 児童手当

【概要】

中学校を卒業するまでの児童(15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童)を養育する親などに、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

【受給資格者】

中学校を卒業するまでの児童(15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童)を養育する保護者であって、父母がいる場合は扶養の程度が高い者(主たる生計維持者)。

※事情により児童養護施設等に入所している児童については施設管理者が受給者となります。



【手当額】

対象児童	手当額
0歳～3歳未満	月額15,000円(3歳の誕生日まで)
3歳～小学校修了前	月額10,000円(第3子以降は月額15,000円)
中学生	月額10,000円

※受給者の所得が次表の①所得制限限度額以上の場合は上記にかかわらず月額5,000円となります(特例給付)。なお、令和4年10月分支給分から児童を養育している方の所得が②所得制限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

【所得制限限度額】

扶養親族等の数 (税申告)	① 所得制限限度額		② 所得制限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,276

【支給月】

申請が認定されれば申請した翌月分から支給され、次の支給月に4か月分の手当が支給されます。

支給月	手当月
6月	2、3、4、5月分
10月	6、7、8、9月分
2月	10、11、12、1月分



③ 特別児童扶養手当

【概要】

身体または精神に重度もしくは中等度以上の障がいをお持ちの 20 歳未満の子どもを監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育されている方に対して支給されます。

【受給資格者】

対象になる子どもを養育する保護者であって、父母がいる場合は扶養の程度が高い者(主たる生計維持者)。

【手当額】

対象となる子ども 1 人 につき	等級	手当額（令和 5 年 4 月～）
	1 級	53,700 円
	2 級	35,760 円

※所得制限があります。

※手当額は物価に応じて変動があります。

【支給月】

申請が認定されれば申請した翌月分から支給され、次の支給月に 4 か月分の手当が支給されます。

支給日	手当月
4 月 11 日	12、1、2、3 月分
8 月 11 日	4、5、6、7 月分
11 月 11 日	8、9、10、11 月分



④ その他の手当や制度

・障害児福祉手当

重度の障がいのある 20 歳未満の在宅で過ごしている子どもに支給されます。

令和 5 年度の手当月額 15,220 円。所得制限があります。

【お問い合わせ先】長寿障害福祉課 障害者福祉係 TEL : 0995-66-3251

・遺族年金

年金加入者が死亡したときに、遺族に対して支給される年金の総称です。ひとり親になった事由が死亡の場合は受け取れる可能性があります。

【お問い合わせ先】保険年金課 国民年金係 TEL : 0995-66-3117

加治木年金事務所 TEL : 0995-62-3511



5. 医療に関するここと

① ひとり親家庭等医療費助成制度

【概要】

母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、保険内診療分の医療費の自己負担分を助成する制度です。

【助成の要件】

児童扶養手当の支給要件に準じます。

【助成の対象者】

- ・母子家庭…母と対象児童
- ・父子家庭…父と対象児童
- ・養育者家庭…対象児童のみ

【適用除外】

- ・生活保護法の規定による医療扶助を受けている場合
- ・重度心身障害者医療費助成を受けている方

【本制度に対し優先して適用される制度】

- ・自立支援医療、指定難病などの医療費助成等の公費負担医療制度
- ・医療保険各法に基づく高額療養費、附加給付
- ・姶良市子ども医療費助成事業における現物給付を受けられる場合
- ・日本スポーツ振興センターが給付する災害共済給付を受ける場合

【所得制限限度額】

児童扶養手当の支給停止額と同額。なお、公的年金給付等との調整はありません。

【医療費助成を受ける手続き】

申請が認定されれば申請日から適用されます。医療機関を受診した翌月から起算して 6 か月以内に領収証又は医療機関の証明を添付した助成金申請書を医療機関、受診月、受診者毎に提出し、原則として翌月末に支給されます。



② 子ども医療費現物給付制度

経済的理由から医療機関の受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、県内の医療機関等における保険診療による医療費の窓口負担をなくす制度です。市町村民税非課税世帯の子ども（世帯には住民登録は別でも子どもを監護し生計を同じくする者を含みます。単身赴任の保護者等。）が対象となります。

ひとり親家庭等医療費助成制度の資格と一緒に持つことができます。



6. 仕事のこと～資格取得の際に利用できる制度～

① 高等職業訓練促進給付金

【概要】

ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、ひとり親家庭の親に対して、修業期間中の生活を支援するための高等職業訓練促進給付金を支給します。また、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

【対象者】

ひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当を受給しているか同等の所得水準にあり、次の資格を取得することを目的として養成機関において1年以上(令和5年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合で、仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる方。なお、過去に本給付金を受給している方は対象とはなりません。

【対象資格】

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、システムズ認定資格など

【支給額】

高等職業訓練 促進給付金	区分	給付金月額
	住民税非課税世帯	月額 100,000 円 (修学最終年次は月額 140,000 円)
	住民税課税世帯	月額 70,500 円 (修学最終年次は月額 110,500 円)



高等職業訓練修了 支援給付金	区分	金額
	住民税非課税世帯	50,000 円
	住民税課税世帯	25,000 円

【相談・申請】

対象資格、養成機関により対象とならない場合がありますので、養成機関入学前にご相談したうえで申請となります。

② 自立支援教育訓練給付金

【概要】

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、職業能力の開発のための講座受講終了後に、給付金を支給するものです。

【対象者】

ひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当を受給しているか同等の所得水準にあり、雇用保険法の規定による教育訓練給付の受給資格を有していない方。なお、過去に本給付金を受給している方は対象とはなりません。

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等

【支給額】

本人が支払いをした受講料の60%相当額（下限は1万2千1円、上限は修学年数×20万円、最大80万円）

※雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額

【相談・申請】

支給については、受講前に市から講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前に相談してください。受講料支払い後や講座開始後の申請はできません。

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

【概要】

ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了したとき及び合格したときに高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。

【対象者】

ひとり親家庭の親またはその児童で、児童扶養手当を受給しているか同等の所得水準にあり、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方。

【対象講座】

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）として市が適当と認めたもの。ただし、高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。



【支給額】(令和5年4月～)

①受講開始時給付金	通信制	受講費用の4割（上限10万円）
	通学または 通学及び通信併用	受講費用の4割（上限20万円）
②受講修了時給付金	通信制	受講費用の1割 (①と合わせて上限12万5千円)
	通学または 通学及び通信併用	受講費用の1割 (①と合わせて上限25万円)
③合格時給付金 (受講修了日から起算 して2年以内に高卒認 定試験に全科目合格し た場合に限り支給)	通信制	受講費用の1割 (①②と合わせて上限15万円)
	通学または 通学及び通信併用	受講費用の1割 (①②と合わせて上限30万円)

④ その他の就労支援制度

その他には、ハローワークで就労に向けた支援制度があります。

- ・働く人のキャリア形成や雇用の安定、就職の促進を目的とし、ハローワークが実施する教育訓練給付
- ・再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する求職者支援制度



7. その他の母子・父子家庭が利用できる制度など

① 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

【概要】

ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子の福祉を増進するために、鹿児島県が無利子または低金利での資金の貸付を行う制度です。

【貸付金の申請ができる人】

- ・ひとり親家庭（母子家庭の母又は父子家庭の父）
- ・寡婦又は寡婦に扶養されている子
- ・父母のない児童

【主な貸付金の種類】

種類	対象経費	利率 ※保証人がない場合は 1.0%
修学	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	無利子
就学支度	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	無利子
技能習得	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワープロ、パソコン、栄養士等）	無利子 ※
修業	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	無利子
就職支度	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	無利子 ※
生活	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	無利子 ※
転宅	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	無利子 ※



【事前相談・申請】

相談から申請までの必要書類の準備や申請受付から貸付決定までに2か月以上は時間要するため、早い段階で事前にご相談ください。

【注意事項】

- ・貸付申請後に県との面談があります。
- ・書類および面談での審査後に貸付の可否が決まるため、貸付が決定しない場合は他の福祉制度についてもご検討ください。

<生活福祉資金>

低所得世帯等に対して、生活の安定や自立を図ることを目的に、県社会福祉協議会が市社会福祉協議会を窓口として、必要な貸付を行う制度です。ひとり親家庭については、母子父子寡婦福祉貸付が優先されますので、まずは母子父子寡婦福祉貸付へご相談ください。

② 特定者用通勤定期乗車券(JR 通勤定期割引制度)

【概要】

児童扶養手当を受給している世帯又は生活保護法の規定による扶助を受けている世帯に属する方がJR九州各駅を利用する通勤定期券を購入する場合に割引を受けることができる制度です。(学割適用の場合は学割優先)

【対象者】

- ・児童扶養手当を受給している受給者並びに受給対象となっている児童。
ただし、児童扶養手当の全額が停止となっている世帯を除く。
- ・生活保護法の規定による各扶助を受けている世帯に属する者

【対象となる券種並びに割引額】

通勤定期のみが対象となり、3割引きとなります。なお、JR鉄道旅客運賃のみが対象となり、それ以外の交通機関は対象となりません。

【割引を受けるには】

定期券購入時に「特定者資格証明証」と「特定者用定期乗車券購入証明書」等の提示が必要となりますので、購入前に事前に子どもみらい課にて申請してください。



③ 鹿児島県母子寡婦福祉連合会

鹿児島県母子寡婦福祉連合会は母子家庭等及び寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。ひとりで子育てをし、ひとりで生活を支えている、そんな方々の悩みや苦しみを少しでも和らげたり、互いに助け合い、励まし合いながら、ひとり親家庭、寡婦の福祉のために様々な活動をしています。

主な事業…相談事業、ひとり親家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、貸付事業

【お問い合わせ先】

受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時

社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会 TEL：099-206-3280（直通）

④ 姶良市母子寡婦福祉連合会

ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子どもを育てることができるように関係機関と連携し、交流会や支援活動等を行っており、情報交換や助け合いの場となっています。交流会では、県内各地区の母子寡婦福祉会が集まり、研修大会や運動会が行われています。（年会費：1,000円）

【その他の活動例】

- ・総会
- ・いきいき活動（パソコン講座、レクダンス等）
- ・ひとり親家庭交流会

【お問い合わせ先】

姶良市子どもみらい課 TEL：0995-66-3237（直通）



8. その他の子育てに関する制度など

① 母子生活支援施設

【概要】

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護と自立の促進のためにその生活支援を目的とする施設です。

【対象者】

配偶者からの暴力を受けている者や経済的に困窮している者など

【相談・申請】

母子生活支援施設に入所を希望する場合は事前相談が必要となります。また、配偶者からの暴力等については女性相談や警察への相談もご利用ください。

② 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)

【概要】

保護者が病気、出産、看護など家庭養育上の事由や冠婚葬祭、出張など社会的な事由により一時的に家庭で児童を養育できない場合や、夫等の暴力等により、緊急一時に保護を必要とする母子等を児童福祉施設などで短期間預かり、児童又は母子の養育・保護を行い、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。また、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなど身体的・精神的負担の軽減が必要な場合にも児童福祉施設などで短期間預かることが出来ます。

【対象者】

保護者が病気、出産、看護など家庭養育上の事由や冠婚葬祭、出張など社会的な事由により一時的に家庭で養育することが困難となった児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)

【費用】

児童の年齢や保護者の住民税課税状況に応じた自己負担が必要となります。



【申請手続】

本市が契約している児童養護施設等の空き状況により利用の可否が左右されることから、利用を希望する場合は事前にご相談ください。なお、緊急的に利用しなければならない場合等は児童相談所との連携を行うことがあります。

【利用期間等】

原則として 7 日以内となります(延長申請により延長することも可能)。利用施設までの児童の送迎は原則として保護者に行っていただきます。

③ 一時預かり

一時保育を行っている保育園やこども園等で一時的にお子さんをお預かりし、必要な保育を行うものです。園により、実施の有無、お預かりできる児童の年齢、時間、料金等異なりますので、園へ直接お問い合わせください。

④ ファミリー・サポート・センター

育児の応援をしてほしい方（依頼会員）と応援したい方（提供会員）がセンター会員となり、地域の中でお互いに子育てを支えあう会員組織です。センターでは、援助活動の調整やアドバイスを行っています。

対象…姶良市内に在住または勤務する保護者の子ども（生後3か月～中学生まで）

利用料金…利用する曜日や時間帯で1時間あたりの料金が異なります。

【お問い合わせ先】 姉良市社会福祉協議会 TEL：0995-65-7048



④ 子どもの学習・生活支援の場 「マナビバ」

経済的な理由などにより学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられなかつたりしないよう、基本的な生活習慣を習得し、学習の場と安心して過ごせる居場所を提供します。

学習塾のような大幅な学力向上は目標とせず、自ら学習に取り組めるよう環境づくりや基礎学力を身につけるための指導を行っています。

また、学童保育のように家庭の代わりに子どもを預かるのではなく、子どもが自らの意思で参加し目標をもって過ごす場となることを目指しています。

【お問い合わせ先】 姶良市社会福祉協議会 TEL：0995-65-7048



さいごに

子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。姶良市にお住いのみなさんが子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに成長し、今後次世代を担う子どもたちの育成の一助として、このハンドブックが様々な理由でひとり親家庭となられた方やその周りの方などに役立てていただけると幸いです。

